

特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人市民セクターよこはま（以下「本会」という）が保有する個人情報の取り扱いについて基本的事項を定め、個人の権利利益の保護を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

(個人情報の取扱い制限及び情報収集の制限)

- 第2条 本会は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事業の目的を明確にし、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 本会は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という）に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事業の目的を達成するために、当該個人情報が不可欠かつ欠くことができない場合には、この限りではない。
 - 3 本会は、個人情報を収集するときには、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められるとき。
 - (5) 住所不明、その他の事由により、本人から収集することができないとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談等の事業で本人から収集したのではその目的を達成しえないと認められるとき、または事業の性質上本人から収集したのでは事業の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

(情報の利用及び提供の制限)

- 第3条 本会は、個人情報を取り扱う事業の目的を超えた個人情報の本会内における利用及び本会以外の者への提供（以下「目的外利用・提供」という）をしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用・提供をすることができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められるとき。
 - (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事業を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 3 本会は、目的外利用・提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(情報の目的外使用の禁止)

第4条 本会は、個人情報の本会以外の者への提供（以下「外部提供」という）をする場合は、外部提

供を受けるものに対し、個人情報使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

- 2 本会は、事業の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、インターネット等による個人情報の外部提供をしてはならない。

(情報の安全性及び正確性の確保)

第5条 本会は、個人情報を取り扱う事業の目的を達成するために、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 本会は、個人情報の漏洩、消失及び毀損防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 本会は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した文書等を破棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りではない。

(自己情報の開示)

第6条 何人も、本会对し、本会の役職員並びに会員が、職務上又は各種活動上作成し、または取得した文書等であって、組織的に用いるものとして本会が保有しているもの(新聞、雑誌、書籍その他の不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く)に記録されている、自己の個人情報(以下「自己情報」という)の開示の申し出をすることが出来る。

- 2 自己情報の開示申し出は、本人に代わって代理人によって行うことができる。

(開示請求に対する決定等)

第7条 本会は、開示申し出のあった日から原則として10日以内に、開示申出者に対して、開示申出に係わる個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定をするものとする。

- 2 本会は、前項の決定(以下「開示決定等」という)をしたときは、開示申出者に対し、遅滞なく書面によりその旨通知するものとする。
- 3 本会は、止むを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないと認められる場合には、30日以内に決定するものとする。
- 4 本会は、第1項の規定により開示請求に係わる個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示申出に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示すものとする。
- 5 本会は、開示決定等を行う場合において、当該決定に係わる個人情報に本会以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は、取得した個人情報があるときは、あらかじめ、これらの者の意見を聞くことができる。

(自己情報の訂正)

第8条 何人も、第6条1項の規定による開示の回答を受けた自己情報の事実と誤りがあると認めるときは、本会对し、その訂正の申し出をすることができる。

(異議申し出に対する対応)

第9条 開示申出者又は訂正等の申出者は、開示決定及び訂正決定について不服があるときには、本会对して書面により異議の申出(以下「異議申出」という)ができる。

- 2 前項の異議申出は、開示決定等または訂正決定があったことを知った翌日から起算して60日以内に行わなければならない。
- 3 第1項の異議申出があった場合は、本会は、当該異議申出のあった日から原則として14日以

内に対象となった開示決定等又は訂正決定等について再度の検討を行った上で、当該意義申出についての回答を書面により行うものとする。

- 4 本会は、止むを得ない理由により、前項に規定する期間内に異議申出に対する回答を行うことができないと認められる場合には、30日以内に決定するよう努めるものとする。

(苦情申し出に対する対応)

第10条 本会が対応を行う個人情報に関する苦情は、本会事業を現に利用しているか、又は過去に利用したことのある個人、団体、法人を苦情申立者とする。但し、当該苦情に関する事実のあった日から1年以上を経過している苦情は、対象としないことができるものとする。

- 2 苦情申出者は、文書や口頭による申出によって、苦情相談係に苦情の申出ができる。
- 3 苦情相談担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について記録する。
- 4 苦情相談責任者は、当該苦情申出の内容を解決するために、苦情申出者との話し合いを実施する。但し、苦情申出者が同意する場合には、苦情解決責任者は解決策の提示をもって、話し合いに代えることができる。
- 5 話し合いには、苦情申出者又は苦情相談責任者は、専門知識を有する者等に助言や調整のために、立会いを求めることができる。
- 6 苦情相談責任者は、概ね30日以内に、解決策や改善を約束した事項を苦情申出者に報告する。

(職員の責務)

第11条 個人情報を取り扱う本会職員は、本規程を遵守するため、報告、連絡、相談等を適切に行ない、個人情報の保護に最善の配慮を払うものとする。

付則：この規程は平成16年11月1日から施行する。